

# 五月三日の会 通信

号 外

湯浅氏への「尋問」関係資料

1. 11. 1972

## 第五回仮処分公判（12月15日）における

### 債権者側湯浅証人の発言（要旨）

登場、人証、宣誓の間、失笑が続く。

裁判官の問に対して

職歴 昭和二九年 神戸大理学部教授

昭和四四年九月一日、教養部長事務取扱

昭和四六年四月一日、教養部長（六一才）

債権者側の上野検事の問に対して

○神戸大教養部の管理者は？——学長から委任された私です。

○債務者（松下）の勤務期間は？——昭和三八年五月一日から昭和

和四五年十月一六日免職までです。

○免職の理由は？——国家公務員法第八二条第一、二、三号です。

○処分の方法は？——慣例としては、教授会の決議により評議会が決定することになっています。

○教授会規定は法令上要求されないものですね？——そうです。

（註・教授会で正式？決定していないことを逃れるためである。

——松下）

○松下問題はいつ生じたか？——四四年九月一日の授業再開から

……いや、四三年度成績表提出拒否だから

もっと前かな……それとも……

（註・この時間性把握のオソマツさ！——松下）

○教授会の議題になったのは？——四四年十月から、授業拒否教

官の処理について、という一般的な詮議が

ありました。

（註・この頃は、松下の他に、助手の何人も授業拒否をして

いた。——松下）

○具体的な名前がでたのは？——四五年三月の調査委員会結成時

からです。

○その後の経過は？——調査委員会の報告を教授会メンバー過半

数の出席者のうち三分の二以上の賛成によって懲戒処分にするのを議決しました。

(註・四四年末以降、教授会には必らず<sup>○</sup>が出勤していたこと。

処分賛成者は皆出席に近く、反対者は意志不統一のまゝおしきられたこと。松下は四・八に逮捕されていること。本来、調査委員は「時間割に関する」ものであって、「処分のための」という意味はなかったこと(結成時の確認)。処分についての投票はなかったこと(意見分布にすぎないから投票のような効果はないという説得があった)。免職処分だけでは三分の二をこえないので、免職・停職の数を合計してやっと三分の二ギリギリになるので、評議会へは「三分の二以上が懲戒処分に賛成」と報告した。こと。などを全てかくしている。―松下)

○教授会の議決を評議会に上申したのですね?

―そうです。教特法五―二に従ってやりました。

(註・上申と同時に松下へ逮捕令状が出されている。評議会メンバーへは、事前に教養部広報二二号が配布されていた。また、教授会が処分の意向をもってからの、評議会は、それを追認するだけでよいという見解が意図的に流布された。―松下)

○評議会は、債務者(松下)に陳述の機会を与えたか?

―はい、四回与えました。一回は拒否したので三回かな……。

(註・八月二一日、三一日の二回のみで打ち切って、より高次の事実性の追求を圧殺した。―松下)

○参考人の意見も聞いたか?―はい、八人から聞きました。

(註・松下の要求した十六名のうち四人と、処分者側の四人から、文書によって、陳述後にうけとったにすぎない。ア  
リバイ作り。―松下)

○処分説明書の公布状況は?―十月一六日朝、自宅へもっていききました。「正午に研究室で会いたい」というメモを家の人にわたしてきたので、かさねて面会を要求し、おりてきた松下に処分説明書をわたそうとしたが、拒否したので、玄関において帰ったのです。

(註・妻をドウカツして何度もよび出しをかけ、書類のうけとりを拒否されると、大声で朗読し、投げ捨てて帰った。―松下)

○処分発令後も債務者は研究室を使用したか?―明渡し要求の内容証明郵便を五回出し、職員を自宅まで

カギをとりやらせたが、全て拒否された。

○どのような支障が生じたか?―文科系教官七〇人のうち十人が工入部屋になつている。また、A四三〇旧松下研究室をネジロにして、ラクガキ、妨害がおこなわれた。

○それで仮処分を申請したのですね?―そうです。四月八日に決定がでたので直ちに執行しました。

(註・決定書が債務者に到着する前に逆封鎖している。また、決定の範囲をこえて私物を留置している。)

○その後は、どんな事件が生じていますか?―最近、いわゆる

松下・倉沢研究室と称して倉沢研究室の共同使用要求がなされ、図書などが盗まれ、イミ不明のラクガキがかかれています。

その前の九月二二日には、松下研究室へ、カギをかけていたのに侵入しました。

○これらの問題は、すべて広報にかかれていますね?―はい。

○広報委の構成は?―広報委員二名を教授会で選出し、執行部

一六名とともに作成・配布します。

ここで時間切れ。傍聴席では人事院の職員が熱心にきいていた。

次回二月一日二時から、二八号法廷で、補足的な主尋問があり、その後、債務者(松下)と補助参加申立人(橋本、今田、有本、上原)から反対尋問をおこなう予定。補助参加申立人は、あと何人かが、当日参加を申立てるので、反対尋問との重層的・統一的展開が必要。

昭和四六年(ワ)第五四四号研究室使用妨害排除事件の訴状に対する

### 答 弁 書

被告 神戸市灘区高羽橋丘十 松下 昇

原告 東京都千代田区霞ヶ関一丁目一番一号 国

右代表者 法務大臣 植木庚子郎

請求の趣旨に対する答弁

原告が提起している研究室使用妨害排除の訴状を却下する、訴訟費用は原告の負担とする、との判決を求め。

註・口頭弁論に先立って裁判にかかわる全ての人が、次のような、

△被告△の原告△は人間なのかどうか。もし、人間であるとすれば事件の重要性からしても、代理人ではなく代表者、できれば原告全員が出廷するのが当然であり、もし、人間でないとするれば、原告と被告は同一水準の、交換可能な概念であるはずだから、訴状自体が成立の根拠をもち破綻してしまふ。

この問題提起に異議を申し立てる人があることを想定して、請求の原因に対する答弁を記述してみよう。

一、請求原因第一項の記述のうち、原告が、どのようにして国立神

戸大学教養部を設置したのか不明であり、被告が、なぜ、いつからいつまでドイツ語を担当していたのか不明であり、従って、突然、懲戒免職処分という言葉がでてきても、裁判との関連が説明されえない。

二、請求原因第二項で、研究室をふくむ大学の施設を、たんに原告が管理占有する対象としてとらえているのは重大な誤りである。

法規解釈以前に、大学とは何か、研究(室)とは何か、という点に關する本質的な問題を究明することが不可欠であろう。そのために、まず疎明資料一、六(共同参加者の文書、陳述)を媒介とする討論、証人の召喚などをおこなうべきである。また、たんなる図面による論議ではなく、現場検証が必要である。

三、請求原因第三項にある「懲戒免職処分」は、疎明資料二(「五月三日の会通信」三、四号)をよむだけでも明らかのように、日本大学の歴史に永遠の汚点を残すようなやり方で強行されている。この処分に対して、本年七月十九日から第一回の人事院公開審理が開始される予定であり(疎明資料三)、少くとも、この審理が終了するまでは、処分の決定は認められないし、研究室明渡し要求の根拠もありえない。

四、請求原因第四項には、被告が明渡し要求に応じない、とあるが前項の理由からみて当然である。むしろ、処分を既成事実と化すために、研究室問題、ひいては大学問題に深い直接的な關係をもつ人たちの意見を封じつつ仮処分を申請し、かつ、その決定の範囲を著しく逸脱して研究室を閉鎖し、私物を隠匿し、その上、本訴を提起するに至っている大学は、国家の無責任な権力性こそが、

### 謄書記載に關する異議申立書

昭和四六年(㉔)第八三九号仮処分異議申立事件の第四回口頭弁論(十一月十九日)の調書には、当日の主要な弁論の内容(註)についての記載がなく、本件の本質が不明のまま放置される危険があるので民事訴訟法第一四六条により異議を申し立て、註にのべる内容を記載されるように求める。なお、今後の弁論調書作成の過程においても、註の諸点に留意されたい。

註・a 裁判に参加する人たちの生活、闘争の過程に生じる問題の重さ。

b 処分關係書類については、手渡したかどうかの次元でなく、作成段階にさかのぼって追求する必要がある。

c 本件で問われているのは、研究室とは何か、を大学闘争を含む戦後史總体の再検討の過程で把握することである。

d 同一研究室に關する民事裁判、刑事裁判、人事院審理…との重層性に注目しなければ、審理不可能である。

昭和四六年十二月一日

前記事件債務者 松下昇

神戸地方裁判所第三民事部御中

弾効に値する。  
「真理の追求」とうそぶいていた人間たちは、「公務員の庁舎使用は、全く庁舎管理権の中に埋没(感嘆符は引用者)し、云々」という発想に象徴されるものに自らをうり渡し、一体化しているのである。(研究室価格なるものの愚劣さをみよ。)

ところで、本件の主要なテーマである「妨害」という発想は、自主講座運動を展開している私(たち)に無關係である。なぜなら、この運動にとって、敵・味方の固定化はありえず、空間的に提起された問題にすいよせられる全てのを平等に参加者とみなしているからである。それゆえ、すでに昨年十月二十八日付のビラ(疎明資料二、「通信」四号、十二ページ)でのべているように、もし研究室不足のため、研究室の共同使用の必要があれば、その人間との直接交渉に應じる考えであり、妨害の意図はない。裁判の終了まで閉鎖しておくこと、裁判にもちこむことの方が、真の妨害ではないのか。

さいごに、本件は、一研究室の問題から出立しながらも、大学闘争を含む戦後史過程のあらゆる問題にたどりつく怖いエネルギーの参加者に次第に明らかになっていくであろう。(疎明資料五、「松下昇表現集」、同六……)

昭和四十六年六月二十三日

△原告√が指定した△被告√松下昇  
神戸地方裁判所第六民事部御中

### 証拠調申請書

昭和四六年(㉔)八三九号仮処分異議申立事件

債権者 国  
債務者 松下昇

前記事件の債権者側湯浅証人の証言について、債務者側から質問をおこない、裁判への共同参加者、問題の範囲などを決定していくがこれに關連して次の各項目の審理を申請する。

一、懲戒免職処分なるものが審理された期間の、教授会、評議会の議事録、テープ。

二、昭和四六年四月九日の逆封鎖以後、神戸大学当局が留置している松下研究室の物品等の現場検証。

三、昭和三八年から現在に至るまでに松下研究室に入ったことのある全ての人間の証言。

註・前記の各項目の審理が必要である理由は、法廷において述べらる。

昭和四六年十二月一日

債務者 松下昇

神戸地方裁判所第三民事部御中

甲 入 書 (一)

大学当局が留置している松下研究室の物品のうち、まず  
ポット、ヒーター、及びお茶を飲む道具の全てを、一月二十日  
(木)午後三時に、教養部B棟一階にある△、▽焼労働現場へ返却  
することを要求する。

これは、二月一日の松下研究室仮処分公判にも深い関連をもつか  
ら、必ず実行されたい。

一九七二年一月十八日

松下昇

神戸大学教養部長殿

用し、△、▽焼きと称し、食品を販売しているが、かゝる行為は、  
大学の国有財産管理権を侵害し、公秩序を乱す著しい違法行為とい  
わざるを得ない。かゝる行為を速やかに中止されるよう要求する。

以上

昭和四十七年一月十九日

神戸市灘区鶴甲一丁目二番一号

神戸大学教養部長

湯浅 光朝

神戸市灘区高羽字楠ヶ丘十番地

松下昇 殿

甲 入 書 (二)

一月二十日午前十時から、神戸地裁において、昨年の四・二八  
五・一九闘争に關する△B一〇九△公判があり、私も仮装被告とし  
て出席するので、前日に来訪を予告された二十日午前十時には自宅  
では会えません。しいて用件があれば、地裁へ来て下さい。

なお、大学当局が留置している物品については、一月十八日付の  
申入書(一)にある通りのやり方で返却して下さい。もし、そうで  
ない場合は、受領証をかくことはできませんし、二月一日の研究室  
仮処分公判にも重大な影響を及ぼすことになるので、くれぐれも御  
注意下さい。

註・一月十九日夕方と二十日朝に、わざわざ物品をもって自宅を

前略

貴殿は、昭和四十七年一月十日より土曜日、日曜日、祝日を除い  
て教養部構内に立ち入り連日午後一時前後から午後三時前後までB  
一〇六号教室西出入口附近で、無断で同教室のガストロップ等を使

訪問し、またもって帰る事務職員の方々には申し訳ありま  
せんが、これも神大闘争の必然的な過程であり、やがて全  
ての人にその重要な意味が明らかになるであろうと確信してい  
ます。

一九七二年一月二十日

松下昇

神戸大学教養部長殿